# 戦没者等の遺族の皆さまへ

# 第十一回特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和２年４月１日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第十一回特別弔慰金として額面２５万円、５年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族のお一人です。

１．弔慰金受給権者（配偶者）

２．戦没者等の子

３．戦没者等の①父母　②孫　③祖父母　④兄弟姉妹

戦没者等の死亡当時、生計関係の有無により優先順位が変わります。

４．上記１から３以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していた方に限ります。

◇第十一回特別弔慰金の償還金は令和３年から令和７年までの５年間、毎年４月１５日以降に５万円ずつ償還することができます。
請求期限は、令和５年３月３１日までです。

・第九回又は第十回の特別弔慰金で、上記の１から３に該当され弔慰金を受給されていた方は、第十一回特別弔慰金も請求権が生じていると思われます。

・請求は、お住まいの市区町村窓口となります。（筑北村では住民福祉課が窓口です）

・請求に当たっての提出書類は、**請求書、印鑑等届出書、現況申立書、請求同意書（請求同意書は同順位者がいる場合のみ必要）**となります。
書類は、市区町村の窓口にも設置してあります。

※１　上記の書類の他に請求者の戸籍抄本が必要となります。

※２　請求者の状況に応じて、別の添付書類が必要となることもあります。

※３　不明な点がありましたら、末尾　担当者までお問い合わせください。


| | | |
|---|---|---|
| お問い合わせ | 筑北村住民福祉課 | 保健福祉係 |
| | 担当：山越玲彦 | 電話：66－2111 |